



山形市告示第43号

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次の1のとおり指定し、同法第4条第1項の規定により特定工場等において発生する騒音の規制基準を次の2のとおり定め、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)別表第1号の規定により指定する区域を次の3のとおり指定し、騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令(平成12年総理府令第15号)別表の備考の規定により定める区域を次の4のとおり定め、平成13年4月1日から施行する。

平成13年3月23日

山形市長 吉村和夫



1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域

山形市の地域のうち次の第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域の全地域

(1) 第1種区域

都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域

(2) 第2種区域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

(3) 第3種区域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

(4) 第4種区域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域

2 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時まで	午後9時から 午前6時まで
第1種区域	45デシベル	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第2種区域	50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	65デシベル	70デシベル	65デシベル	55デシベル

3 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号の規定により指定する区域

- (1) 指定地域内の第1種区域、第2種区域及び第3種区域
- (2) 指定地域内の第4種区域のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の境界線から80メートルまでの区域

4 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表の備考の規定により定める区域

- (1) a区域 第1項第1号に規定する区域
- (2) b区域 第1項第2号に規定する区域
- (3) c区域 第1項第3号及び第4号に規定する区域